

消費者ネットちば News

No. 27 2013年2月15日



みんなで考え、みんなで防ごう 消費者被害！！

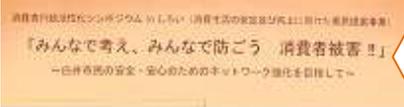
～白井市民の安全・安心のためのネットワーク強化を目指して～

平成25年1月20日（日）2時～4時30分
白井市文化会館 中ホール

「消費者行政活性化シンポジウム in しろい」が開かれました。開催まで何度も会議と議論を重ねた、白井市民生委員児童委員連絡協議会、白井市自治連合会、白井市社会福祉協議会、白井市婦人会、白井市高齢者クラブ連合会、白井市地域包括支援センター、白井市教育委員会、白井市消費生活センターの実行委員の皆さま、会場に足を運んで下さった皆様、お疲れさまでした。



受付風景、会場の様子、司会の千葉県消費生活相談員の会長・消費者行政充実ネットちば小島勢津子幹事



開会挨拶する、消費者行政充実ネットちば河野誠代表幹事

「消費者被害をなくしたい」が活動の原点です。



伊澤史夫市長による後援挨拶

白井市においても高齢者を中心とする消費者被害が拡大しているところです。このシンポジウムを通じ様々な団体との連携を深めると共に、出された意見を今後の白井市の消費者行政に生かしていきたいと思います。



基調講演「みんなで考え、みんなで防ごう消費者被害！」

消費者行政充実ネットちば小田川和恵幹事

全国の消費生活センターに寄せられる相談件数は高い数値のまま、高齢者被害が増加し被害金額も増加、消費生活センターの役割が重要。地域での連携も不可欠。今日のシンポジウムで消費者被害の実情や消費生活センターについて学び、悪質商法をなくすために地域でできる事を考えましょう。

白井市消費生活センター消費生活相談員加藤和恵氏「白井市における消費者被害の実態について」センターは消費生活全般に関する問題解決のお手伝いをします。統計では投資商品で高齢者の相談が増えています。相談が多様化する中で関係機関のネットワークづくり、「自立した消費者」を育成する消費者教育の推進が必要です。地域の消費生活リーダーを養成し消費者被害情報を伝える取り組みの充実強化が今後の課題です。



白井市市民経済部商工振興課 伊藤健一課長「白井市における消費者行政について」

市の消費者行政は消費生活センターによる相談、消費者啓発・教育業務の二本立てになっております。相談については3名の相談員を配置し年々増加傾向にあります。啓発については各種資料の作成、モニター事業、市広報誌、ホームページでの情報提供、消費者講座、夏休み親子消費者教室などがあります。今後の課題は窓口の周知、相談員のスキルアップなど体制の充実、消費者教育推進法を受けて効果的な消費者啓発および教育活動です。



「千葉県の消費者行政について」

千葉県環境生活部県民生活課消費者行政推進室池田美明室長

県の消費者行政の推進については条例とそれに基づく基本計画。推進の基盤づくりとして県消費者センターの中核的機能の強化、相談員等の養成のための独自の消費生活講座の開催。千葉県消費生活ネットワーク会議の設立等を実施しています。

市町村の相談体制はセンター設置市が26市に。キャンペーンとメディアでの広報について。

パネルディスカッション

みんなで考え、みんなで防ごう 消費者被害!!～白井市民の安全・安心のためのネットワーク強化を目指して～

パネラー

白井市地域包括支援センター 主査補 鈴木智子さん
白井市自治連合会会長 武内正一さん
婦人会会長 高山弘美さん
白井市高齢者クラブ連合会会長 山崎明さん
白井市消費生活センター 相談員 岩本かす美さん
コーディネーター
消費者行政充実ネットちば事務局長 拝師弁護士



地域に根ざした婦人の社会活動です。今、おせっかいおばさんが必要です。井戸端会議から地域の状況や問題がわかってくる。

山 高齢者と言ってもパソコンを駆使する人、広報等のみの人と情報格差が大きいのでは。

鈴木さんから、白井市「地域ぐるみネットワーク・市ぐるみネットワーク」についての説明がありました。白井市独自の試みとして注目されています。パネラーのそれぞれの立場から市ぐるみネットワークでできる事、地域ぐるみネットワークでできる事。を意見交換し、地域ぐるみの中で活躍できる人材の育成が大切だという認識を共有しました。実現の為に施行されたばかりの「消費者教育推進法」の活用が有効ではないかとのコーディネーターの拝師弁護士から説明がありました。最後に、消費生活センターを充実させる事が大切であることを確認して終了になりました。会場発言で白井市教育委員会榛沢宏一氏からは子供達と消費者被害について、情報発信についてお話しがありました。

鈴 地域包括支援センターの事業として高齢者のみ世帯の実態調査があります。消費者被害にあっているのではないかとこの視点をもっていく必要を感じました。

竹 市内93の自治会、加入率は7割、65歳以上の世帯が28%、来年度は3割を超える。自助が大事だがそれが難しくなった時、共助が大切。新しい地域はコミュニティが希薄。消費者被害もわかりにくい。

高 婦人会は昭和33年に設立、私は17代目会長。地



「消費者教育推進法のポイントと活用法」(コーディネーター作成資料)

1. 子供だけでなく、大人の消費者教育推進の対象に入っている。
2. 自ら考えて行動する「消費者市民」の育成を目指している。
3. 地域での消費者教育を重視。これを推進する為の「消費者教育推進地域協議会」の設置が努力義務として規定されている。

→地域の中で消費者教育の情報伝達を行ったり、被害の掘り起こしを行う人材について、「消費者教育推進地域協議会」が担うことができるのではないか。

(人材育成のための研修費用や活動の手当については国からの財政支援が期待できそう)



提言

1. 市ぐるみネットワーク・地域ぐるみネットワーク」を活用した消費者被害の予防・救済を！
2. 白井市消費生活センターの充実を！
3. 白井市消費生活センターの存在と役割のさらなる周知を！
4. 消費者被害情報の迅速・多様な発信を！



参加者全員の賛同を得て、白井市民生委員児童委員連絡協議会会長五十嵐健一氏より、伊澤市長に提言が手渡されました。

伊澤市長「すぐに取り組めること、時間がかかる事はあるかと思いますが、提言にそって消費者被害が根絶するまで取り組んでいきたいと思ひます。地域ぐるみ、市ぐるみと言う事で、市民の皆さんのご尽力ご協力お願い致します。」



閉会あいさつ 社会福祉法人白井市社会福祉協議会会長 岩本忠司氏、今回のシンポジウムいろいろ勉強になり、消費生活センターの存在を十分に認識することで消費者被害を防いでいければと思ひます。振り込め詐欺の被害をみるとご近所の付き合いとともに、家族の会話が大切で、今日のシンポジウムを生かして白井市の市民生活やより良く守られるように皆さんのご協力をお願いいたします。